

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを継続的な企業価値の向上を図るため、また株主をはじめ消費者、取引先及び従業員等のステークホルダーに対する企業責任を果たすため重要なものと位置づけ、当社グループを取り巻く事業環境の変化に対し迅速に対応すること、社外取締役及び社外監査役を中心とした経営監視機能の強化、経営の透明性及び健全性を確保すること、並びにディスクロージャーの信頼性を維持していくことを重要な経営課題であると考えております。またコンプライアンスについても、社会的信頼を確保する上での重要な課題と認識しこれに取り組んでおります。

また、コーポレート・ガバナンスの目的を実現するにあたって、当社の企業風土、業種、業態、事業規模、獲得可能な人材の質と量などのさまざまな経営環境を勘案したうえで最も適切な統治形態を採用すべきと考えておりますため、当社は、監査役会設置会社の形態をとっております。

本コーポレート・ガバナンス報告書提出日現在、当社の取締役会は7名という比較的少数の取締役により構成されていることに加え、うち2名を社外から登用することにより、適正な取締役会の運営が図れるよう監督機能を強化しております。また、監査役会につきましては、取締役会の運営状況及び取締役の業務執行状況に対し客観的な立場からのチェックが可能となるよう、監査役4名全員が社外監査役となっております。

業務執行につきましては、取締役会により決定された会社の方針が、各顧客セグメント、世界数十カ国にまたがる事業活動地域及び各業務機能において実際の業務に適切に反映されるように選任された当社グループの幹部役員(エグゼクティブ)が、責任を持ってそれぞれの業務執行にあたる体制をとっております。当社グループの経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、定期的に行われる予算レビュー・プロセスやエグゼクティブ・メンバーによる議論の結果が取締役会の意思決定において参考とされます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

(原則4-1-2 中期経営計画)

当社では単年度の業績見通しを決算短信において公表しておりますが、当社グループの属するインターネット関連業界は、その事業環境や技術の変化のスピードが早く、中長期的な見直しには不確かさがあること等を鑑み、中期経営計画を公表しておりません。

長期的なビジョンといたしましては、“デジタルインフォメーションを安全に交換できる世界の実現”のために、セキュリティの専門家として最先端のセキュリティ技術を開発し、お客様のIT環境を守る最適なソリューションを今後も継続して提供すべく事業を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(原則1-4 いわゆる政策保有株式)

当社ではいわゆる政策保有株式については取引関係の維持・強化のために必要と判断される場合を除き原則として保有しないこととしており、直近期末現在上場会社株式の保有はしておりません。

(原則1-7 関連当事者間の取引)

当社では、当社グループのコンプライアンス体制の基礎として行動規範を定め、当社グループの利益と相反する、またはそのような外形を持つ行為を行ってはならないものとしており、年に1回当社グループの全役員に対して行動規範のAcknowledgementを求めています。また、当社と当社取締役との取引については、法令および取締役会規則に基づき取締役会の承認を得ることとしております。

(原則3-1 情報開示の充実)

当社グループは“デジタルインフォメーションを安全に交換できる世界の実現”のためにセキュリティの専門家として最先端のセキュリティ技術を開発し、お客様のIT環境を守る最適なソリューションを今後も継続して提供して参ります。

当社は、コーポレート・ガバナンスを継続的な企業価値の向上を図るため、また株主をはじめ消費者、取引先及び従業員等のステークホルダーに対する企業責任を果たすため重要なものと位置づけ、当社グループを取り巻く事業環境の変化に対し迅速に対応すること、社外取締役及び社外監査役を中心とした経営監視機能の強化、経営の透明性及び健全性を確保すること、並びにディスクロージャーの信頼性を維持していくことを重要な経営課題であると考えております。また、コンプライアンスについても社会的信頼を確保する上での重要な課題と認識し、これに取り組んでおります。

また当社では、当社の企業価値の最大化を図るために必要な人材を確保するため、役員報酬等が適正なインセンティブとして機能するような当社の事業の種類や規模に適した報酬制度を採用すべきであると考えており、株主総会の承認を得た報酬等の額や内容の範囲内で、基本(固定)報酬、当社の株価に連動したプランを含むその他のキャッシュ・インセンティブ、およびストック・オプションを適宜組み合わせ(ただし、社外取締役および監査役については基本(固定)報酬のみ)、各人の役割と責任に応じた報酬が支給されるよう取締役会で決定(監査役については監査役の協議に一任)いたしております。

現時点で当社では、取締役の構成について主にリスクマネジメントの観点で考えており、顧客、株主/投資家、従業員を含む会社全般の3つの重要な機能を担うまたは補う者を最低限の人数で選任しております。社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性の基準又は方針は特に決めていませんが、選任にあたっては、東京証券取引所の定める「独立役員」の要件を基礎に、当社との間の利害関係その他の関係性を十分に調査、検討したうえで、社外取締役については、当社のグローバルでユニークな経営に対し、さまざまな助言をいただけるような専門性を持った人材や会社経営の経験を有する人材を登用しており、社外監査役については、公正中立な監査が実現できるよう実務経験や専門資格等により財務・会計に関する相当程度の知見を有する人材を登用しております。

なお、個々の役員の選任理由につきましては、役員選任議案の説明中に記載をいたしております。

(原則4-1-1 取締役会の決議事項と委任の範囲)

当社では、法令および定款により取締役会の意思決定が必要とされる事項、株主総会の決議により委任された事項のほか、当社が取締役会で

議論し決定することが必要と考える事業計画の策定や当社グループの事業運営を中心的に担う幹部役職員(エグゼクティブ)の選解任などの当社の事業運営に影響を与える重要な事項を取締役会規程に決議事項として定め、取締役会において決定しております。

なお、当社グループのエグゼクティブは、当社グループの戦略・方針が、各顧客セグメント、世界各国にまたがる事業活動地域および各業務機能において実際の業務に適切に反映されるよう責任と権限を持ってそれぞれの業務執行にあっております。

(原則4-8 独立社外取締役の有効な活用)

現時点で当社では、顧客、株主/投資家、従業員を含む会社全般向けの3つの主要な機能が果たされている限り、できる限り小さな取締役会としたいと考えております。また、社外取締役の招聘に当たっては、当社が解決すべき経営課題との関係で補完が必要な分野に精通した候補者を選任したいと考えております。これらを鑑み、当社の取締役の員数は現時点で全7名、うち独立社外取締役は2名となっております。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社では社外役員における独立性の確保は重要であるとの認識をしており、現時点においては、東証が定める独立役員の要件を基礎として当社との間の利害関係その他の関係性を十分に調査、検討したうえで選任することとしております。

(原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス、多様性、規模に関する考え方)

当社の取締役会は、アジアを中心に複数の国や地域の出身であることに加え、当社の創業者をはじめ、金融業界やIT業界での従事や当社以外での起業の経験を持つ者など、女性を含め様々なバックグラウンドや考え方をを持ったメンバーで構成されています。

規模に関しましては、顧客、株主/投資家、従業員を含む会社全般向けの3つの主要な機能が果たされ、実のある議論ができるよう、できる限り小さな取締役会としたいと考えており、現時点で全7名(うち独立社外取締役2名)の取締役で構成されております。

(原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員の兼職の状況)

現時点で当社では、兼務先と競業関係にないこと、利益相反の可能性がないことを前提に当社の取締役・監査役としての職務の執行に支障のない範囲で兼職を認めております。現時点で、社外取締役のうち1名が2社、社外監査役のうち1名が3社の他の上場会社の社外役員をそれぞれ兼務しております。なお、当社役員の主な兼任状況については、定時株主総会の招集通知(事業報告)において開示しております。

(原則4-11-3 取締役会の実効性評価の結果の概要)

当社は、2017年12月期において取締役会の実効性評価を実施し、以下のような対応を行いました。

【評価プロセス】

以下の項目を含むアンケートを全ての取締役および監査役に配布し、回答および意見を得ました。

- ・取締役会の構成と運営
- ・経営課題と経営計画
- ・企業倫理とリスク管理
- ・業績モニタリング
- ・株主等との対話

これらの回答ならびに意見を踏まえた評価結果について、第三者機関の意見も踏まえ、当社取締役会は取締役会全体の実効性に関する分析および評価を行いました。

【評価結果の概要】

当社の取締役会は、取締役会の役割・責務を果たす上でバランスの取れた構成のもと、適切に運営され、実効性を確保していることを確認いたしました。一方、取締役会の実効性をさらに向上するための課題について建設的な意見が示され、それらの課題について順次取り組んでいくことを確認しました。今後、取締役会においてより充実した議論を行うために、役員間の情報共有のあり方に関して改善に向けた取組みを図ってまいります。

(原則4-14 取締役・監査役のトレーニング)

当社では、取締役および監査役への就任に際しまたは就任後において、その役割や責務を果たすために必要なトレーニングを個々の役員のスキルや経験に応じ実施しております。また、社外取締役および社外監査役については、当社グループの事業内容等に対する理解を深めるために定期的な部門長からのヒアリングを実施しております。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社における株主・投資家との対話については、代表取締役副社長 根岸マヘンドラを責任者として、IR担当部門を中心に法務、財務・経理部門が有機的に連携し執り行っております。

具体的な対話の内容といたしましては、個別の面談等の他、四半期ごとに開催する投資家/アナリスト向け決算説明会、証券会社等と共同で当社の事業内容や最新のインターネット・セキュリティに関する勉強会等を実施し、当社および当社の事業内容に対する理解を深める活動をしております。

なお、対話から把握された株主・投資家からのメッセージは、今後の企業活動に反映されるよう努めており、必要に応じて取締役会またはCEOに報告されます。

また、対話に当たっては、インサイダー取引規制に関する法令・規則・社内規程等を順守・尊重のうえ行うよう日常より留意し、必要に応じ情報統括責任者への相談を行う体制としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	22,002,700	15.68
トゥルーウェイカンパニーリミテッド	12,186,500	8.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,819,400	8.42
チャン ミン ジャン	5,367,000	3.82
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	3,407,300	2.42
バンク ジュリウス ベア アンド カンパニー リミテッド シンガポール クライアンツ	3,336,394	2.37

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,923,000	2.08
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	2,520,300	1.79
ステートストリートバンク ウェストクライアントトリーティー 505234	1,971,641	1.40
チェースマンハッタンバンク ジーティーエス クライアント アカウント エスクロウ	1,903,509	1.35

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

1.平成29年3月6日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書No.3において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者であるブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー、ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー、ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー、ブラックロック・ライフ・リミテッド、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ、ブラックロック・インターナショナル・リミテッド、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ、及びブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッドが平成29年2月28日付現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、変更報告書No.3の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称 住所 保有株券等の数(千株) 株券等保有割合(%)

ブラックロック・ジャパン株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 2,419 1.72

ブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー 米国デラウェア州ニューキャッスル郡ウィルミントンオレンジストリート1209ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニー 気付19801 970 0.69

ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク 米国ニューヨーク州ニューヨークイースト52ストリート55 344 0.25

ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー 08540米国ニュージャージー州プリンストンユニバーシティ スクウェアドライブ1 854 0.61

ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー ルクセンブルク大公国L-1855J.F.ケネディ通り35A 297 0.21

ブラックロック・ライフ・リミテッド EC2N 2DL 英国ロンドン市スログモートン・アベニュー12 253 0.18

ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド 1アイルランド共和国ダブリンインターナショナル・ファイナンシャル・サービス・センターJPモルガン・ハウス 500 0.36

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ 米国カリフォルニア州サンフランシスコ市ハワード・ストリート400 1,416 1.01

ブラックロック・インターナショナル・リミテッド EH3 8BL 英国エディンバラセンブル・ストリート1エクスチェンジ・プレース・ワン 724 0.52

ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ、米国カリフォルニア州サンフランシスコ市ハワード・ストリート400 1,677 1.20

ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッド EC2N 2DL 英国ロンドン市スログモートン・アベニュー12 193 0.14

2.平成29年4月20日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書No.11において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLC及び野村アセットマネジメント株式会社が平成29年4月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、変更報告書No.11の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称 住所 保有株券等の数(千株) 株券等保有割合(%)

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 -70 -0.05

NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom 844 0.60

野村アセットマネジメント株式会社 東京都中央区日本橋一丁目12番1号 11,554 8.24

3.平成29年1月10日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書No.4において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が平成28年12月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、変更報告書No.4の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称 住所 保有株券等の数(千株) 株券等保有割合(%)

三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 3,426 2.44

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 東京都港区芝三丁目33番1号 544 0.39

日興アセットマネジメント株式会社 東京都港区赤坂九丁目7番1号 5,649 4.03

4.平成29年12月22日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書No.3において、アセットマネジメントOne株式会社が平成29年12月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、変更報告書No.3の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称 住所 保有株券等の数(千株) 株券等保有割合(%)

アセットマネジメントOne株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 9,485 6.76

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 572 0.41

5.平成30年1月5日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書No.1において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが平成29年12月25日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、変更報告書No.1の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称 住所 保有株券等の数(千株) 株券等保有割合(%)

三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 3,753 2.68

三菱UFJ国際投信株式会社 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号 3,048 2.17

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 2,046 1.46

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長・社長以外の代表取締役
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
野中郁次郎	学者													
古賀哲夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野中郁次郎			当該取締役は、知識経営に関する研究の第一人者であるため、企業経営に関して深い知見を有しており、その専門性に基づく高い見地や、他社の社外取締役を務める経験から、当社のグローバルでユニークな経営に対し、様々なご助言等をいただくことができ、また当社の取締役会における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切におこなっていただけるものと判断し、社外取締役として選任いたしております。 また、当該取締役は、東証が「上場管理等に関するガイドライン」 5.(3)の2で定める独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、独立役員として指定しております。

古賀哲夫	当該取締役は当社の取引先のひとつである東日本電信電話株式会社出身者ですが、退任から8年以上が経過しており、現在は同社の業務執行には携わっておりません。なお、同社と当社との当社製品・サービスに関する直近期の取引額は当社の連結売上高の約1%です。	当該取締役は、東日本電信電話株式会社の代表取締役副社長を務めた経験を有しており、現在は複数の他の上場会社における社外取締役を務めるなど、実業界において豊富な経験を有しており、当社の取締役会における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切におこなっていただけたものと判断し、社外取締役として選任いたしております。 また、当該取締役は、東証が「上場管理等に関するガイドライン」5.(3)の2で定める独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、独立役員として指定しております。
------	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門は、Internal Audit Charterに基づいて、当社および当社グループ会社の内部監査を6名で実施しております。会社の組織、制度及び業務が経営方針並びに法令および諸規定等に準拠し、適正かつ効率的に運用されているかの検証、評価及び助言を経営陣に行うとともに、外部コンサルタントの助言を得ることやインターナル・コントロール・マネージャー及び会計監査人と定期的に当社および当社子会社を含めたグループ全体の内部統制システムの運用状況や監査結果について協議および意見交換を行い、緊密な連携をはかることにより、内部統制システムの維持、向上にも携わっております。

また、内部監査部門は、監査役および代表取締役との三者間で定期的な意見交換の機会を設け、監査の実効性の一層の向上に努めております。

監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、重要な決裁書類等を閲覧するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、また適宜説明を求め、さらに必要に応じて国内の営業所や海外の子会社へ赴いてその業務及び財産の状況を調査しております。また、取締役との定期的な意見交換の機会を設けております。

一方、監査役と会計監査人との連携においては、監査計画時及び監査実施時に監査役が会計監査人による計画書または報告書についての説明を受け、また適宜意見交換を行うなどして、監査の実効性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
千歩優	他の会社の出身者													
長谷川文男	他の会社の出身者													
亀岡保夫	公認会計士													
藤田浩司	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
千歩優			<p>当該監査役は、他社において管理部門担当の取締役として経営に関与された経験があり、また、長年に渡る経理部門、管理部門等の経験や知識に基づき、公正中立な監査をしていただくことができると判断し、社外監査役として選任しております。</p> <p>また、当該監査役は、東証が「上場管理等に関するガイドライン」5.(3)の2で定める独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、独立役員として選定しております。</p>
長谷川文男			<p>当該監査役は、長年当社の常勤監査役であったことから社内に精通し経営に対する理解が深く、また、長年に亘る財務、経理部門での経験や知識および豊富な在外経験に基づき、公正中立な監査をしていただくことができると判断し、社外監査役として選任しております。</p> <p>また、当該監査役は、東証が「上場管理等に関するガイドライン」5.(3)の2で定める独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、独立役員として選定しております。</p>
亀岡保夫			<p>当該監査役は、主に公認会計士としての経験や知識等により深い知見を有し、その専門性に基づく高い見地から、公正中立な監査をしていただくことができると判断し、社外監査役として選任しております。</p> <p>また、当該監査役は、東証が「上場管理等に関するガイドライン」5.(3)の2で定める独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、独立役員として選定しております。</p>
藤田浩司			<p>当該監査役は、主に弁護士としての企業法務に関わる経験や知識等により深い知見を有し、その専門性に基づく高い見地から、公正中立な監査をしていただくことができると判断し、社外監査役として選任しております。</p> <p>また、当該監査役は、東証が「上場管理等に関するガイドライン」5.(3)の2で定める独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、独立役員として選定しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数

6名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

実際のストック・オプションの付与にあたっては、今後も継続して勤務し業績向上に貢献できる人物であるかどうか、またその貢献度や期待度を総合的に勘案し、当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員いずれも全く同様の評価プロセスを通じ、決定しております。

また、業績連動型のインセンティブとして、一部に所定の業績目標への達成の有無によって支給の有無が決定される性格を有し、行使時の株価に応じて算定、支払いされるキャッシュ・インセンティブ・プランを導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社の株価と取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の受ける利益とを連動させることにより、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の皆様の利益を重視した業務展開を強化し、株主価値を高めることを目的として、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対してストック・オプションの付与を行っております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

平成29年度の取締役の報酬等の額は対象者7名で484百万円(うち、社外取締役2名14百万円)です。

なお、連結報酬等の総額が1億円以上である取締役は、根岸マヘンドラ(基本報酬117百万円(1)、ストック・オプション36百万円(2))、ワイエル・モハメド(当社:基本報酬46百万円、(1)、ストック・オプション32百万円(2))、子会社:基本報酬197百万円(1)、ストック・オプション30百万円(2))及び大三川彰彦(基本報酬90百万円(1)、ストック・オプション36百万円(2))の3名です。

1

基本報酬には、キャッシュ・ファントム・ユニットアワードに業績や株価を反映するキャッシュ・インセンティブ・プランに基づく報酬(根岸マヘンドラ64百万円、ワイエル・モハメド64百万円、大三川彰彦43百万円)を含んでおります。

2

ストック・オプションとして支給する報酬等の額は、ストック・オプション付与を目的として発行した新株予約権1株あたりの公正価値をブラック・ショールズ・プライシング・モデルに基づいて見積り、当該事業年度中に会計上の費用として計上した額であり、実際に新株予約権を行使した際に得られる1株当たりの財産上の利益を表すものではありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対する情報伝達については、取締役会等の会議への出席依頼、事前の会議資料の送付・内容の説明等をメール等の通信手段を用いて担当部署より行っております。

社外監査役に対する情報伝達についても、基本的には社外取締役に対するものと同様ですが、これに加え、取締役会に先立って開催される監査役会において、常勤監査役から詳細な説明を行っております。また常勤の社外監査役に対しては、前述以外にコンプライアンス、コーポレート・ガバナンス等に関する事項については法務部が、会計に関する事項については主計部および理財部が、またその他必要に応じて各部署が必要書類等の準備、説明するなど適切な対応を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 0名

その他の事項 更新

現時点で当社には経営トップを退任後に相談役・顧問に就任している者はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社では、監査役設置会社の形態をとっており、取締役会の効率的運営および意思決定の迅速化のため、7名と比較的少数の取締役で構成されており、そのうち1名が女性、6名が男性であります。なお、当該女性の役員は、当社の代表取締役社長です。さらに、取締役会の一層の活性化と意思決定における客観性を高めるため、社外取締役2名を招聘しております。また、取締役会は業務執行の権限および責任を可能な限り当社グループの幹部役職員で構成されるエグゼクティブ(全18名、うち女性5名)に委譲しており、効率化を図るとともに、グループ全体の業務執行の基本となる意思決定および監督に専心しております。

監査役会は監査役全員が独立性を有する社外監査役4名(全員男性)で構成されており、業務執行の監査において公正中立な監査を行っております。なお、監査役全員が財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。

前述のとおり業務執行につきましては、取締役会により決定された会社の方針が、各顧客セグメント、世界数十カ国にまたがる事業活動地域及び各業務機能において実際の業務に適切に反映されるように選任された当社グループのエグゼクティブが、責任を持ってそれぞれの業務執行にあたる体制をとっております。当社グループの経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、定期的に行われる予算レビュー・プロセスやエグゼクティブ・メンバーによる議論の結果が取締役会の意思決定において参考とされます。

業務執行の監査については、公正中立な監査体制を確保するため監査役全員を社外監査役とし、一部の事項については監査役との事前の討議を経て取締役会において正式決定を行うことや、会計監査人である有限責任あずさ監査法人(継続監査年数12年)との緊密な連携による会計監査を行うため定期的なミーティングを持つこととしております。グループ全体の監督機能としては、内部統制システム整備の推進責任者であるインターナル・コントロール・マネージャーを中心としたチームを組織し、内部統制システムが有効に機能するよう努めるとともに、監査部が当社グループ全体のコンプライアンスに関する事項について監査を6名(うち女性3名)体制で実施し、適宜CFOおよび監査役への報告が行われる体制をとっています。さらに当社グループの全ての役職員に適用される行動規範であるCode of Conduct等の運用として、四半期毎に監査部から規範違反の有無等について報告を受けております。

なお、当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたって期待される役割を十分に果たすことができるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む)及び監査役(監査役であったものを含む)の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することが出来る旨を定款に定めております。また、社外取締役2名及び社外監査役4名全員との間で同法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大なる過失がないときは、定款の定めに基づいて社外取締役については金1,600万円、常勤の社外監査役については金1,000万円および非常勤の社外監査役については金480万円又は法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、責任を負うことを内容とする責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記のような体制は、当社の業績や規模等を鑑み、意思決定の適正性、迅速性を確保し、また、適切な監査・監督機能を果たしうるものと考えております。なお、取締役会の一層の活性化と意思決定における客観性を高めるため、社外取締役を招へいしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の開催日の3週間前を目処に招集通知を発送しております。なお、招集通知の発送前開示については、定時株主総会の開催日の4週間前を目途に実施しております。 第29期定時株主総会(平成30年3月27日開催)： 平成30年2月27日招集通知をTDnetにて発送前開示、平成30年3月5日招集通知発送
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご来場いただけるよう可能な限り集中日を避けて株主総会開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使は、パソコンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスすることによって実施可能となります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	自社ホームページ等において英訳版の招集通知を提供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	各四半期の決算発表後に、アナリスト向け決算説明会を開催し、CFOから財務諸表に関する説明を、また、必要に応じてCEOまたはCOO、日本地域の営業担当取締役から今後の戦略等に関する説明を、それぞれ行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	国内で行うアナリスト向け決算説明会と同様の内容の機関投資家向け説明会を半期に一回程度の頻度で開催しております。また、証券会社が主催する個別のミーティングを年4回程度実施しております。説明者については、主にCFOですが、必要に応じCEOも参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の適時開示書類に加え、アナリスト向け決算説明会でCFOが使用する財務に関する資料等の開示を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	理財部内にIRの専任担当者を2名配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社及びすべての当社社会の役職員に適用される行動規範であるCode of Conductにおいて、情報受信の不公平が起きないようFair Disclosure について規定されており、また、当社の有利な立場を利用した業者との不適切な取引を行うことがないよう規定されています。 また、毎期初に開催されるカンパニー・ミーティング等において全役職員に経営理念や事業方針を浸透させるとともに、顧客志向を意識付けさせています。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>地方公共団体等が主催する情報セキュリティに関する活動・セミナーへの支援・参加、自社主催のお子さま・保護者、お年寄りの方を対象としたセミナーの開催、セキュリティに関する啓蒙資料の作成、配布などの活動を通じて、インターネットセキュリティに対する意識向上を目指しております。また、自社のホームページでセキュリティに関する情報の提供やセキュリティに関する学習のためのコンテンツの提供を積極的に行っております。</p> <p>また、主に当社グループの拠点に係る地域で大規模な自然災害等が起きた場合に、当社グループの役職員から寄付を募り、経営陣および当社グループがマッチング寄付を行うプログラムを実施しております。</p> <p>その他にも、当社グループ全体で定期的にボランティアを募り、フィリピンでスラム解放と生活支援をしているNGOに参加し、フィリピンの恵まれない環境にあるコミュニティの人々に対して、家を建てるプロジェクトを実施しております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>株主の皆様に対しては会社情報の適時開示の徹底、日常的なIR活動により、従業員に対しては定期的なカンパニー・ミーティングの開催等を通じた直接対話を行うことにより、お客様その他一般の方に対してはホームページその他様々な媒体を通じたセキュリティに関する最新情報の提供、啓蒙のためのセミナーの開催等により、会社の理念や事業活動の状況を伝えることができるように努めております。</p>
<p>その他</p>	<p>当社のダイバーシティおよび女性の活躍状況について</p> <p>当社は、代表取締役社長自らが女性であり、創業時より性別・国籍・年齢・障害の有無を問わず、互いの個性を尊重し合いながら、個々の能力を最大限に発揮できるダイバーシティを推進しており、実力や成果によって平等に採用・昇格等を実施しております。</p> <p>具体的な勤務制度としては、性別問わず育児・介護等に対応した柔軟な働き方ができる休暇・休業制度、勤務時間短縮制度、フレックスタイム制度および在宅勤務制度を導入・実施しております。</p> <p>また、人材育成の観点からは、全ての社員に対して“キャリア自律”（社員個人が自主・自律してキャリア構築を行うこと）を求め、その支援を継続的に行っております。</p> <p>マネジメント／評価制度</p> <p>社員一人一人が当社において理想のキャリアを構築していけるよう業務目標の設定や評価と同様に、キャリア開発に関する目標設定・振り返りを行い、キャリア構築支援を管理職の業務責任と位置付けております。</p> <p>キャリア開発支援</p> <p>全社員向けの能力開発・キャリア開発を支援する為のwebサイトを展開しております。社員は自身の職務等級に応じた研修予算を付与され、自身の能力・キャリアプランを踏まえたコースを選択して受講する事が可能です。また、このwebサイトの中で、社外カウンセラーによるキャリアカウンセリングを受けることができ、カウンセリングメニューの1つとしてワーキングマザー向けのコースもあります。さらに、“キャリア自律”をテーマに、当社の幹部社員や様々な部門・年代・性別の社員または社外ゲストを招いて、自身のキャリア形成に関する体験談を披露いただくイベントを開催し、キャリア開発の一助となる場の提供をしております。</p> <p>今後も、日常マネジメントサイクルの中でキャリア構築支援、意識啓発を行い、性別等の分け隔てなく、管理職への登用の機会をつくっていく所存です。</p> <p>< 当社従業員の女性比率および育児休業の取得状況について ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・正社員 22.2% (1) ・管理職 15.3% (1) ・育児休業利用率 100% (2) ・育児休業復帰率 95% (3) <p>1 2017年12月31日現在</p> <p>2 2001年以降申請し、取得した女性従業員の割合。なお、女性管理職のうち約3割が育児休業を利用した実績があります。</p> <p>3 上記 2のうち、復帰した女性従業員の割合</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本方針について

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ) 当社の取締役の職務執行に係る情報については、機密事項管理規程および機密事項管理運営細則ならびにその他の社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、当社の取締役および監査役が常時閲覧できる状態を維持する。その保存期間については、文書取扱規程に定める期間とする。

ロ) 情報システムに関わる情報の保護および保存は、情報セキュリティポリシー(Information Security Policy)の定めるところによる。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

イ) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、製品ならびにサービスに関するリスクおよび社内インフラに関するリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整える。

ロ) 当社は、コンプライアンスおよびリスク管理体制を統括する組織としてリスク管理室を設置する。また、当社の代表取締役を委員長とするコンプライアンス・セキュリティ委員会を設置する。

ハ) 情報の漏洩、盗難、紛失、破損、不正な改変等は、当社に甚大な損害と信用の失墜をもたらす。よって当社は情報セキュリティポリシー(Information Security Policy)、機密事項管理規程、危機管理ガイドライン、個人情報保護マニュアル等の規定に基づき、これらのリスク管理を行う。

ニ) 不測の事態が発生した場合には、日本地域を担当する当社の取締役を危機管理責任者とする緊急対策室(SWAT)を設置して迅速な対応を行い、クライアントを含めた損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を3ヶ月に1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜適時に開催する。当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項についてはエグゼクティブ・ミーティングでの議論の結果および定期的に行われる予算レビュー・プロセスを参考としつつその執行決定を行う。

ロ) 当社の取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程、エグゼクティブに関する規程等において、それぞれの責任者とその責任、執行手続きについて定める。

(4) 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ) 当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、行動規範(Code of Conduct)、内部者取引管理規程等を定める。なお、行動規範(Code of Conduct)については、全ての当社グループ従業員に対して年1回のAcknowledgmentを実施するものとする。

また、必要に応じて各担当部署において、各種ガイドライン等の策定、研修の実施を行うものとする。

ロ) 当社は、代表取締役を委員長とするコンプライアンス・セキュリティ委員会を設置し、内部統制システムの維持、向上を推進する。

ハ) 当社グループは、内部統制システムの推進責任者として、インターナル・コントロール・マネージャーを任命し、インターナル・コントロール・マネージャーを長とする実務担当メンバーを適宜任命のうえ、活動する。

ニ) 当社および当社子会社の取締役は当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに当社の監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものとする。

ホ) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報・報告体制を定める規程たるホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ(Whistle-blowing Report Procedure)に基づき、人事部および監査部(Internal Audit Department)を責任部署としてその運用を行う。監査部長(Internal Auditor)は該事実の存否および内容を取りまとめ、四半期毎にCFOおよび監査役に、また必要に応じてCEOに報告を行う。但し緊急を要すると判断される事項はその都度報告する。

ヘ) 当社の監査役は当社グループの法令遵守体制およびホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ(Whistle-blowing Report Procedure)の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ) 当社グループ会社における業務の適正を確保するため、当社を含むグループ会社全社に行動規範(Code of Conduct)およびホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ(Whistle-blowing Report Procedure)を適用するとともに、関係会社管理規程に基づき業務執行に係るリスクの把握およびそれぞれの子会社の規模、事業内容等に応じた管理体制の構築を求め、定期的にそれらの内容を確認するものとする。

経営管理については、エグゼクティブに関する規程、関係会社管理規程、経理に関する管理及び権限規程(Finance Control and Approval and Signature Authority)を定め、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、エグゼクティブ・ミーティングでの討議や定期的に行われる予算レビュー・プロセスなどを通じモニタリングを行う。

当社および当社子会社の取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項、その他リスク管理上懸念のある事実を発見した場合には、直ちに当社の監査役および取締役会に報告するものとする。

ロ) 当社およびグループ会社における財務報告の信頼性を確保する為、財務報告にかかる内部統制システムの運用を行う。

ハ) 当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると子会社が認めた場合には、子会社の取締役は当社の取締役会および監査役に報告するものとする。

当該報告を受けた当社の監査役は取締役会に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

ニ) 監査部長(Internal Auditor)は、適宜子会社に赴き業務執行の状況全般にわたってモニタリングを行う。

ホ) 当社の監査役は、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況について調査を行う。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ) 当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人(以下、「監査役スタッフ」という。)を求めた場合、必要な員数および求められる資質等について、監査役と協議のうえ適切な人員を配置する。

ロ) 監査役スタッフを置くこととなった場合には、監査役スタッフの人事異動、人事考課等については監査役の意見を尊重した上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

ハ) 監査役が必要とする場合には、監査役は所属長に通知の上、使用人に特定事項の監査業務等を指示することができる。この場合、当該指示を受けた使用人は、当該業務については通常業務の指揮命令系統には従わず監査役に報告を行う。

ニ) 当社および当社子会社の取締役および使用人は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとする。

(7) 当社および当社子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制および報告を

した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ) 当社の取締役は次に定める事項を当社の監査役に報告する。

- 1) エグゼクティブ・ミーティングで決議された事項
- 2) 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- 3) 経営状況として重要な事項
- 4) 内部統制の監査および整備・運用の状況およびリスク管理に関する重要な事項
- 5) 重大な法令・定款違反
- 6) 会計方針の変更および導入に関する事項
- 7) その他コンプライアンス上重要な事項

また、当社および当社子会社の使用人は2)、4)、5)および7)に関する重大な事実を発見した場合には、当社の監査役に直接報告することができるものとする。

ロ) 当社のグループ会社全社に適用される行動規範(Code of Conduct)およびホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ(Whistle-blowing Report Procedure)の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について当社の監査役への適切な報告体制を確保する。

ハ) ホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ(Whistle-blowing Report Procedure)において、全ての報告を慎重に取扱い、報告をした者の秘匿について最大限の努力を払うべき旨を定め、また報告をした者が不利益取扱いを受けないことを明記する。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

イ) 監査役がその職務を遂行するために必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家の意見を求める事ができ、そのための費用を含む監査役の職務の執行に必要な費用の前払いまたは償還を会社に請求できるものとする。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ) 当社の代表取締役は当社の監査役と定期的に意見交換する機会を設定して意思の疎通を図るものとし、また、監査役の当社の事業内容に対する理解を深めるために、必要に応じて当社の使用人から担当業務に関する聴取の機会を設定する。

ロ) 内部監査を担当する監査部 (Internal Audit Department) は、当社の監査役と定期的に内部監査結果について協議および意見交換を行い、情報交換および緊密な連携を図るものとする。

ハ) 当社の取締役は、当社の監査役が取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するためにコンプライアンス・セキュリティ委員会やエグゼクティブ・ミーティング等の重要な会議に出席する機会を確保する。

ニ) 当社の監査役は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めるとともに意見を述べるができるものとする。

ホ) 当社は、社外監査役の選任にあたって、弁護士、公認会計士、税理士その他の外部専門家を招へいするよう努める。

2. 内部統制システムの整備状況

(1) 当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、行動規範(Code of Conduct)を定め、全ての当社グループ役員員に対して、年1回のAcknowledgmentを実施しております。

(2) コンプライアンスおよびリスク管理を統括する組織であるリスク管理室を事務局として、コンプライアンス・セキュリティ委員会を四半期に1回開催しております。また、コンプライアンス意識の維持・向上のため、当社の役員員を対象とした社内研修を年間スケジュールを組み、定期的に行っております。

(3) 監査役、内部監査部門、内部統制部門および会計監査人は、定期的に当社および当社子会社を含めたグループ全体の内部統制システムの運用状況や監査結果について協議および意見交換を行い、緊密な連携を図ることにより、内部統制システムの運用状況の向上に努めております。

(4) 監査役は、取締役会を始めとする重要な会議への出席や稟議書等の重要書類を閲覧する他、代表取締役、監査部長および監査役による四半期ごとのレビューミーティング、代表取締役と監査役との定期的な意見交換や取締役・使用人からの報告、使用人からの担当業務の聴取等を通じて、当社の事業内容についての理解を深め、監査の実効性を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本方針について

当社は、反社会的勢力及び団体からの不当要求や妨害行為に対しては、法務部を統括部署として、情報の一元管理を行うとともに、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な提携関係の下、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。また、いかなる理由があつたとしても反社会的勢力による不当要求に対する裏取引または資金提供は断じて行わないこととし、有事の際には民事及び刑事の両面から法的対抗手段を講ずることを厭わない。

当社グループの行動規範であるCode of Conductに当該基本方針を明示するとともに、この方針に基づき、グループ会社の全取締役、役員及び従業員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たず、その要求等を断固拒否すべきこと、および不当要求や妨害行為がなされた場合には直ちに法務部へ通報しなければならないことを規定することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況については、法務部を統括部署として、関係部署との連携により、反復継続取引の取引先について反社会勢力に該当しないことの確認を進める他、新規の取引先については反社会勢力排除のための契約条項の整備やその取引内容に応じた個別の判断を行うなどの対応を進めております。また、反社会的勢力排除基本規程および当基本規程に基づいた対応マニュアルを整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど誠実な業務遂行に努めており、全役職員に適用される行動規範においても企業開示について規定し、定期的な周知、啓発を実施しております。具体的には下記のような体制を整えております。

当社では、社内で重要と考えられる情報が生じた場合、各部門は、ただちにその情報を情報管理責任者へ報告しなければならないこととなり、情報を迅速かつ網羅的に収集する体制をとっております。

各部門から収集した情報について、代表取締役である開示担当取締役および情報管理責任部門である法務部において、当該情報が上場規程その他の関連諸法令・諸規則における決定事実、発生事実、決算情報等に該当するか否かを判断し、取締役会による決定または当該情報の生成/発生後速やかに開示担当取締役および情報管理責任部門の了承のもと開示担当部門である理財部より開示を行ってまいります。なお、情報開示にあたっては、その手順等を規定した当社「情報の開示に関するガイドライン」に則り実施いたします。

また、上場規程その他の関連諸法令・諸規則による適時開示の要否に関わらず、開示担当取締役および情報管理責任部門を中心に当該情報を分析、検討した結果、公表すべき事案であると判断した場合には、適切に開示を行ってまいります。

コーポレートガバナンス体制(模式図)

